

認知症かかりつけ医

認知症サポート医及び岡山県や岡山市の「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を修了した医師で、「認知症かかりつけ医」として協力いただける医師です。地域包括支援センターなどの介護分野と連携をはかり、認知症の診断・治療に向けた初期対応及び専門医療機関等へつなぎを行います。

地域包括支援センターからの紹介、もしくは市ホームページの「認知症かかりつけ医一覧」及び「認知症かかりつけ医マップ」を参照し直接各医療機関へ連絡することで、受診ができます。

認知症サポート医

国立長寿医療研究センターの実施する研修を受け、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言やその他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する医師



←読み込み表示URL
にアクセス

もしくは

岡山市 認知症かかりつけ医

検索

認知症かかりつけ医を受診する流れが分かる動画をYouTubeで配信中！

かかりつけ歯科医、薬局

もの忘れ等認知症を疑う症状があれば、かかりつけ歯科医、薬局に相談してみましょう。また、認知症の人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」の修了者・修了者在籍薬局が岡山県のHPに掲載されています。

認知症疾患医療センター

都道府県及び指定都市の指定を受けた認知症専門の医療機関で、専門医や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家が受診から診断・治療の相談に応じます。状況により、介護サービスの提案や他の医療機関への紹介等も行います。

お問い合わせ

【岡山市認知症疾患医療センター】

岡山赤十字病院

住所:岡山市北区青江二丁目1番1号

電話:086-222-8843 平日9時~16時30分

(祝日、12/29~1/3及び5/28を除く)

【岡山県認知症疾患医療センター】

岡山大学病院

住所:岡山市北区鹿田町二丁目5番1号

電話:086-235-7744

慈圭病院

住所:岡山市南区浦安本町100番の2

電話:086-262-1191(内線254)

川崎医科大学附属病院	住所: 倉敷市松島577番地 電話: 086-464-0661
倉敷平成病院	住所: 倉敷市老松町4丁目3番38号 電話: 086-427-3535
さきがけホスピタル	住所: 高梁市落合町阿部2200番地 電話: 0866-22-8300
積善病院	住所: 津山市一方140番地 電話: 0868-22-3173
きのこエスポール病院	住所: 笠岡市東大戸2908 電話: 0865-63-0725
向陽台病院	住所: 真庭市上市瀬368 電話: 0867-52-0131

訪問診療、訪問歯科診療

利用者の居宅等において、医師や歯科医師が計画的に診療する在宅医療です。

訪問看護（医療保険で利用）

疾患などを抱えている人が、看護師等に居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。まずはかかりつけ医にご相談ください。要介護認定を受けている場合は、原則として介護保険が優先となります。

訪問薬剤管理指導（医療保険で利用）

利用者の居宅等において、薬剤師が薬剤管理指導をする在宅医療です。

自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患の治療のために通院する場合、通院医療費の自己負担額の一部を公費負担する制度です。（自己負担割合が1割になります。又、本人・世帯の収入・所得により月額上限額が設定されます。）

[お問い合わせ・申請](#) P13 最寄りの保健センター

（介護予防）居宅療養管理指導（介護保険で利用）

利用者の居宅等において、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導を行うサービスです。要介護（要支援）認定が必要です。まずは担当のケアマネジャーやかかりつけ医にご相談ください。

（介護予防）訪問看護（介護保険で利用）

疾患などを抱えている人が、看護師等に居宅を訪問してもらい、療養上の支援や診療の補助が受けられます。要介護（要支援）認定が必要です。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

サービスを利用する

日常生活用具の給付

高齢者が快適な生活を送れるよう、便利な生活用品を給付します。購入金額によって自己負担額が生じるので、購入の前に福祉事務所へ申請してください。

お問い合わせ 最寄りの福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課
※P32参照

ひまわり給食サービス

食事の準備や調理を十分にできない高齢者に対して配食します。援助の必要な高齢者等の食生活の安定、栄養バランスの補足、調理負担の軽減、安否の確認、孤独感の解消等を目的として実施します。

お問い合わせ 社会福祉法人岡山市社会福祉協議会 **086-225-4051**
(石井・福島小学校区)
建部町在宅福祉サービスセンター **086-722-4500**
(建部中学校区)

まごころ給食サービス

ひまわり給食サービスを利用できない地区の方を対象に、市から委託を受けた民間業者が昼食を配達します。

お問い合わせ 高齢者福祉課 **086-803-1230**
最寄りの地域包括支援センター

福祉有償運送

単独で電車やバス等の交通機関の利用が困難な方のために、タクシーの半額程度の運賃で、福祉車両で送迎するサービスです。対象者に該当する方が利用することができ、利用には事前に各事業所に登録が必要です。

お問い合わせ 「障害者のしおり」を参考に、それぞれの事業所にお問い合わせください

※「障害者のしおり」は、障害のある方に各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとしてご活用いただくために作成しているものです。
福祉事務所等に置いています。また、市HPに掲載しています。

障害福祉サービス(介護保険の適用にならない場合等)

介護保険制度の対象外で利用できない場合等の障害者福祉サービスについては、計画相談支援事業所や地域活動支援センターⅠ型が障害者やご家族からの相談に応じ、必要な情報提供・助言等を行っています。

若年性認知症の方の利用が考えられる就労系障害福祉サービス事業及び計画相談支援事業
○計画相談支援事業：障害福祉サービスの利用援助や情報提供を行います。

相談する

社会参加する

受診する

サービスを利用する

住まいを考える

見守り体制を整える

もしもの時

○就労移行支援事業：65歳未満の障害のある方に対して、定められた期間生産活動や職場体験等の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労に関する相談や支援も行います。

○就労継続支援：一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

お問い合わせ 具体的なサービス内容は「障害者のしおり」を参考にそれぞれの事業所にお問い合わせください。相談・申請に関する窓口は、福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課又は最寄りの保健センターです。

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

要介護認定で要支援1～2の認定を受けた人、基本チェックリストで事業対象者と確認された人が利用できます。訪問型と通所型があり、それぞれに介護予防サービスと生活支援サービスがあります。

お問い合わせ 最寄りの地域包括支援センター
福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課

（介護予防）認知症対応型通所介護

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。認知症の人が老人デイサービスセンター等に通い、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。利用者が介護老人保健施設や病院等に通い、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

（介護予防）訪問リハビリテーション

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。利用者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

（介護予防）訪問入浴介護

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護が受けられます。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

通所介護(デイサービス)

要介護認定で要介護1～5の認定を受けた人が対象です。利用者がデイサービスセンター等に通り、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

訪問介護(ホームヘルプ)

要介護認定で要介護1～5の認定を受けた人が対象です。利用者の居宅において、ホームヘルパーが排泄・食事介助や入浴介助等の身体介護、調理や洗濯等の生活援助を行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

(介護予防)短期入所生活介護

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。利用者が老人短期入所施設等に入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

(介護予防)短期入所療養介護

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。利用者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方が、自立した地域生活がおくれるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりを行うものです。社会福祉協議会と利用者が契約を結んだ上で支援が始まります。

お問い合わせ 岡山市社会福祉協議会 **086-225-4051**

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な方に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を家庭裁判所が選任し、本人の財産や権利を保護し、支援する制度です。

お問い合わせ

- **申立手続きの窓口** 岡山家庭裁判所
所在地:岡山市北区南方一丁目8-42
電話:086-222-6771
- **相談窓口** 岡山市成年後見センター (岡山市社会福祉協議会内)
所在地:岡山市北区鹿田町一丁目1-1
電話:086-225-4066
- **岡山市の相談窓口** ○身寄りがない等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。
 - 高齢者福祉課 電話:086-803-1231
 - 地域包括ケア推進課 電話:086-803-1246○後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。
 - 福祉援護課 電話:086-803-1216

住まいを考える

有料老人ホーム

高齢者が必要な支援を受けながら生活する施設です。介護サービスの提供が可能な施設もあります。施設によってサービス内容が大きく異なります。



お問い合わせ 「すこやかでふれあいのある長寿社会をめざして」を参考に、各施設にお問い合わせください。

※「すこやかでふれあいのある長寿社会をめざして」は、高齢者に係る制度を説明する冊子です。福祉事務所等に置いてあります。また、市HPに掲載しています。

サービス付き高齢者向け住宅

居室の広さや設備、バリアフリーなどハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供等により、高齢者が安心して暮らすことが出来る住宅です。

お問い合わせ 「すこやかでふれあいのある長寿社会をめざして」を参考に、各施設にお問い合わせください。

軽費老人ホームB型

経済的理由、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅での生活が困難である高齢者が、自立して生活する施設です。岡山市に1年以上お住まいの、60歳以上のひとり暮らしの方で、自炊ができる程度の健康状態の方が対象です。

お問い合わせ 平井サンホーム 086-276-2870

ケアハウス

自立した日常生活を送ることに不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら生活する施設です。介護サービスの提供が可能な施設もあります。

お問い合わせ 「すこやかでふれあいのある長寿社会をめざして」を参考に、各施設にお問い合わせください。

生活支援ハウス

自立した日常生活を送ることに不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら生活する施設です。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1231

認知症高齢者グループホーム（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

要介護認定で要支援2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。認知症の高齢者が、少人数の家庭的な雰囲気の中で、援助を受けながら生活する施設です。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

介護老人保健施設

要介護認定で要介護1～5の認定を受けた人が対象です。病状が安定し、在宅復帰を目指す高齢者が、医学的な管理の下で、日常生活に必要な介護や看護、機能訓練を受けながら生活する施設です。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

介護医療院

要介護認定で要介護1～5の認定を受けた人が対象です。慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たな施設サービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

要介護認定で原則要介護3～5の認定を受けた人が対象です。寝たきりや認知症等により、常に介護を必要とする高齢者が、日常生活の中で必要な介護を受けながら生活する施設です。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

養護老人ホーム

経済的理由、家庭環境、住宅事情等の理由により、現在の生活を続けていくことが困難である高齢者が、市の措置によって入所する施設です。

お問い合わせ 最寄りの福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所

すこやか住宅リフォーム助成事業

身体機能が低下した高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する制度です。65歳以上の方は要介護（要支援）認定を受けている必要があります。64歳未満の方はお問合せください。

お問い合わせ 福祉援護課 086-803-1216

最寄りの福祉事務所及び御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所

(介護予防)住宅改修

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。手すりの取付け、段差の解消等要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用のうち利用者負担分を除いた金額を支給するサービスです(事前申請が必要)。まずは担当のケアマネジャーなどにご相談ください。

(介護予防)福祉用具貸与

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象で、要介護状態区分により貸与できる福祉用具の品目が異なります。日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を貸与するサービスです。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

特定(介護予防)福祉用具販売

要介護認定で要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた人が対象です。福祉用具のうち入浴又は排泄に使用するもの等を都道府県等の指定を受けた事業者から購入した場合に、一定の限度額内で要した費用のうち利用者負担分を除いた金額を支給するサービスです(申請が必要)。まずは担当のケアマネジャーなどにご相談ください。

知っておきたい!

在宅に近い暮らしをするために

○介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要支援1～2の認定を受けた人が対象です。介護予防を目的とした日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

○特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要介護1～5の認定を受けた人が対象です。日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

見守り体制を整える

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に対し温かい目で見守る応援者のことです。認知症サポーター養成講座を受講すればなることができます。養成講座受講者はオレンジリングを身につけたり、認知症サポーターカードを携帯しています。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230

認知症サポートリーダー

認知症の人やその家族への適切なサポートや地域における啓発活動及びネットワーク活動の実践を自主的に取り組むボランティアのことです。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230

認知症サポーター活動促進事業(チームオレンジ)

認知症の人やご家族がどう暮らしていきたいかの声を聴いた地域づくりを進めていくことです。チームオレンジの活動を通じて当事者や家族が自分の希望を地域で発信できる場の構築をすすめています。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230



家族介護教室

在宅高齢者を介護している家族に対し、介護方法、介護サービス等に関する情報または介護者自身の健康づくり等の知識や技術を提供しています。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230

家族介護者慰労金

介護を必要とする65歳以上の高齢者を在宅で介護している方に対して、家族介護者慰労金を支給しています。支給には条件があります。

お問い合わせ 最寄りの福祉事務所
御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課

レスパイトケア

ショートステイ、病院等、本人の日中活動の場を確保し、介護者の就労支援や一時的な休息を提供します。

- ・(介護予防)短期入所生活介護…P21をご覧ください。
- ・生活支援短期入所事業…介護認定を受けていない高齢者で、日常生活に不安のある方のお体の状態やご家族の状況により一時的に養護老人ホーム等に入所します。詳しくは、最寄りの福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課にお問い合わせください。

民生委員・児童委員

民生委員は、地域福祉の増進のため、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動をするボランティアです。地域住民からの福祉に関する心配ごとなどの相談に応じて関係機関につなぐなど、福祉全般にわたっての活動を行っています。

緊急通報システム

家庭での急な発作や事故等、とっさの時に、身に付けたペンダントのボタンを押すだけで、近くの協力員や消防局に助けを求めることができる緊急通報システムを設置し、万一の場合に備えます。

お問い合わせ 最寄りの福祉事務所
御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課

岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業

行方不明になる恐れのある高齢者（若年性認知症の方を含む）と検索の協力者を事前に登録し、万一、行方不明となった方が出た場合に、登録された情報を協力者等にメール配信し、検索の協力をしてもらう事業を実施しています。

＜利用登録したい方へ＞

申請窓口：岡山市高齢者福祉課、地域包括支援センター

登録方法：本人、家族の方が登録申請書にご記入いただき、上記窓口へ提出。

（申請時に必要なもの）

・登録申請書 ・印鑑 ・ご本人の写真（必須ではありません）

※登録申請書は、市HPからもダウンロードできます。

登録後：「登録番号の控え・メール配信希望時の連絡先」と「登録番号が記載された靴反射シール」を郵送します。靴反射シールは靴のかかとなどに貼ってください。

＜協力者になりたい方へ＞

協力者登録方法：QRコードを読み取り後、表示されるアドレスに空メールを送信



※メール送受信や登録用HPへのアクセス通信料などは協力者負担

※配信時間：8:00～20:00

目撃情報等があれば、配信メール内連絡先に情報提供してください。

QRコードの商標は
デンソーウェーブ
の登録商標です。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230

高齢者・子どもの見守りネットワーク事業

地域の協力事業所等との相互協力の下、高齢者や子どもに何らかの異変を発見した場合、適切かつ速やかに対応するための見守りの仕組みである、岡山市高齢者・子どもの見守りネットワーク事業を実施しています。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230

ヘルプマーク

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、かばんなどに付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

[配布対象者] 義足や人工関節を利用している方、内部障害や知的障害の方など、援助や配慮を必要としている方

[必要なもの] ヘルプマークが必要な方の氏名と住所がわかるもの
(運転免許証、保険証等)



お問い合わせ 障害福祉課 電話：086-803-1236
配布場所は最寄りの福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・
灘崎支所の総務民生課又は保健センターです

ヘルプカード

「ヘルプカード」は、障害のある方などが、日常生活等の中で困ったときに、周囲に自己の障害などへの理解や支援を求めるためのものです。

[利用について] カードを利用することで、障害のある方などが、主に外出時に困りごとが起こったときに、「困っていること」や「手助けしてほしいこと」を周囲の人に伝え、支援を受けやすくなります。

[支援について] カードを持っている人を見かけたら、まずは声をかけてください。ご本人に聞いたり、カードに記載されている方法を確認することにより、適切に支援を行うことができます。

お問い合わせ 障害福祉課 電話：086-803-1236
配布場所は最寄りの福祉事務所、御津支所・建部
支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課又は保健
センターです
※ご自由にお持ち帰りいただけます。



消費生活センター

認知症の人は、健康食品や布団などを次々と購入させられるなど、消費者トラブル・被害に遭いやすい傾向にあります。

岡山市消費生活センターでは、資格を持った専門の相談員が商品やサービスなどの契約に関する相談を受け付けています。

消費者トラブルで困ったときには、一人で悩まず相談しましょう。

お問い合わせ 086-803-1109 (月～金曜日9時～16時※祝日・年末年始を除く)

○高齢者の見守りと気づきのポイント チェックリスト

家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか

本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

出典：独立行政法人国民生活センター報道発表資料「60歳以上の消費者トラブルが40万件を突破！－トラブルの現状を知って、被害を防ぎましょう－」

警察

認知症の人は、ひとり歩きなどで行方不明になったり、振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれやすい傾向があります。そのようなことがあれば、迷わず相談しましょう。

認知症身元不明高齢者一時保護事業

ひとり歩きなどにより岡山市内で警察に保護された身元不明の認知症高齢者と思われる方を、市が依頼している老人福祉施設等で緊急一時保護し、事故の防止や必要な対応を図ります。

お問い合わせ 高齢者福祉課 086-803-1230

4 主な相談窓口

高齢者の総合的な相談

地域包括支援センター P10-11
管轄の地域包括支援センターへご連絡ください

在宅医療・介護の相談

在宅医療・介護ほっ♡と安心相談室 P12
電話: 086-242-3170

認知症の電話相談

おかやま認知症コールセンター P12
電話: 086-801-4165
(平日10時~16時 ※8/13~8/15、12/29~1/3を除く)

認知症の人同士による相談支援（ピアサポート活動）

直接実施団体等へお問い合わせください P13

家族の悩み相談

認知症の人と家族の会岡山県支部 P12
電話: 086-232-6627
(平日10時~16時 ※8/13~8/15、12/29~1/3を除く)

認知症専門の医療相談

岡山市認知症疾患医療センター(岡山赤十字病院) P17
電話: 086-222-8843
(平日9時~16時30分 ※祝日、12/29~1/3及び5/28を除く)

若年性認知症の相談

おかやま若年性認知症支援センター P14
電話: 086-436-7830
(月~金曜日10時~16時 ※8/13~8/15、12/29~1/3を除く)

若年性認知症コールセンター P14
電話: 0800-100-2707
(月~土曜日10時~15時 ※祝日、12/29~1/3を除く)

認知症施策や制度の相談

岡山市高齢者福祉課
電話: 086-803-1230
最新情報は、岡山市ホームページをご覧ください



福祉事務所、御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課

北区中央福祉事務所

担当中学校区：岡輝、石井、桑田、岡山中央、岡北、御南、吉備
住所：岡山市北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館内）
電話：086-803-1213

北区北福祉事務所

担当中学校区：中山、香和、京山、高松、足守
住所：岡山市北区谷万成二丁目6-33（北ふれあいセンター内）
電話：086-251-6532

中区福祉事務所

担当中学校区：富山、操南、東山、操山、高島、竜操
住所：岡山市中区赤坂本町11-47
電話：086-901-1233

東区福祉事務所

担当中学校区：西大寺、上道、上南、山南、旭東
住所：岡山市東区西大寺中二丁目16-33（西大寺ふれあいセンター内）
電話：086-944-1885

南区西福祉事務所

担当中学校区：妹尾、福田、興除、藤田
住所：岡山市南区妹尾880-1（西ふれあいセンター内）
電話：086-281-9620

南区南福祉事務所

担当中学校区：芳泉、芳田、福浜、福南、光南台
住所：岡山市南区福田690-1（南ふれあいセンター内）
電話：086-230-0323

御津支所 総務民生課

担当中学校区：御津
住所：岡山市北区御津金川1020
電話：086-724-1111

建部支所 総務民生課

担当中学校区：建部
住所：岡山市北区建部町福渡489
電話：086-722-1112

瀬戸支所 総務民生課

担当中学校区：瀬戸
住所：岡山市東区瀬戸町瀬戸45
電話：086-952-1112

灘崎支所 総務民生課

担当中学校区：灘崎
住所：岡山市南区片岡207
電話：086-363-5201

認知症とともに生きる希望宣言

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)は、平成30年11月1日、厚生労働省内で記者会見を行い「認知症とともに生きる希望宣言」を表明しました。

40代～80代まで、全国各地のご本人が声を寄せ合い、宣言文をつくりました。

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 認知症とともに生きる希望宣言

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- 2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩いていきます。
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

JDWG のホームページから抜粋

- 「認知症とともに生きる希望宣言」は、わたしたち認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、体験と思いを言葉にし、それらを寄せ合い、重ね合わせる中で、生まれたものです。
- 今とこれからの生きていくために、一人でも多くの人に一緒に宣言をしてほしいと思っています。
- この希望宣言が、さざなみのように広がり、希望の日々に向けた大きなうねりになっていくことをこころから願っています。

※以下のホームページからダウンロードできます。

認知症とともに生きる希望宣言

検索



○一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG)

<http://www.jdwg.org/statement/>

発行：岡山市高齢者福祉課（令和6年3月発行）

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市保健福祉会館内

電話：086-803-1230

FAX：086-803-1754

